

議案第12号

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

渋谷区障害者福祉施設条例（平成19年渋谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

本町五丁目障がい者施設	東京都渋谷区本町五丁目19番4号
-------------	------------------

第3条に次の1号を加える。

(5) 本町五丁目障がい者施設

ア 在宅の障害者等を介護している者が、緊急又は一時的な理由で介護することができない場合に、当該障害者等を一時的に保護する事業に関すること。

イ 在宅の障害者の自立生活体験事業に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

第5条中「及び第4号ア」を「、第4号ア並びに第5号ア及びイ」に改める。

第6条第10号中「及び第3号ス」を「、第3号ス、第4号イ及び第5号ウ」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 第3条第5号アに規定する事業 次に掲げる者

ア 区内に住所を有する法第4条第1項に規定する障害者のうち区規則で定める者及びその保護者

イ 区内に住所を有する法第4条第2項に規定する障害児のうち区規則で定める者の保護者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

(1) 第3条第5号イに規定する事業 次に掲げる者

ア 区内に住所を有する法第4条第1項に規定する障害者のうち区規則で定める者

イ アに掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

第7条第3項中「前条第4号」の次に「、第10号及び第11号」を加える。

第8条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第21条の5の3第2項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(説明)

本町五丁目障がい者施設を新設するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。